

## 2021年6月定例会 本会議追加議案質疑質問と当局答弁

2021年6月11日（金）

### ◎大石正信議員の議案質疑（30分）

#### 1、生活困窮者自立支援金給付事業について

- ①求職活動等の要件について
- ②生活に困窮した実態を把握を
- ③生活困窮者に寄り添う市独自の支援を



### 大石正信議員への答弁と再質問

※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

#### ■市長（特例貸付について）

- 大石正信議員
- 保健福祉局長
- 大石正信議員

## 2021年6月定例会 本会議追加議案質疑質問と当局答弁

2021年6月11日（金）

### ◎大石正信議員の議案質疑（30分）

私は、日本共産党北九州市会議員団を代表して、議案75号「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業」について質問します。

この議案は、国が新型コロナの長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了した、もしくは、再貸付について不承認とされた生活困窮世帯が、必ずしも新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態があり、こうした世帯を対象にして、自立支援につなげるために支給するとしています。支給額は、3ヶ月間で、単身世帯18万円、2人世帯24万円、3人以上世帯30万円を支給するとしています。

新型コロナウイルス感染拡大により、福岡県でも3度目の「緊急事態宣言」が発出されましたが、政府からは、第2弾の持続化給付金や家賃補助の支給はなく、十分な補償がなされていません。そのため、長引くコロナ感染拡大で、リーマンショックを上回る失業・倒産・廃業・減収により、生活に困窮する市民の生活は想像を超える深刻なものとなっています。

「仕事がなくなり貯蓄も無くなり1日1食で生活している」「ハローワークで求職しているが年齢ではねられる」など新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、多くの方がさまざまな不安やストレスを抱えています。

ところがこの制度は、生活に困窮した市民を支援する制度としては、対象者も狭い上に、要件も厳しいなど生活困窮者の支援策としては、極めて不十分なものです。

そこで3点質問します。

◆第1に、求職活動等の要件について伺います。この制度の求職活動等要件に、「公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動をおこなうこと」としています。この「誠実かつ熱心に」とは、どのような求職活動であれば、そのように判断されるのか。多くの求職者は家族の生活を支えていくために自分にあう賃金や労働条件にあう求職活動をしており、苦勞しているのが実態です。通知にある「誠実かつ熱心に求職活動」との表現は、要件としては曖昧であり、必死に求職活動をしている市民の気持ちを逆なでにするものです。このような表現は制度の趣旨から見て不適切であると考えます。見解を求めます。①

◆第2に、支援制度の要件と対象について伺います。この制度は、「生活困窮者の自立支援」としているものの、対象枠が狭い上に、受けられる要件も二重三重に制約されています。要件は、1つ目に、総合支援資金の再貸付を終了した世帯、または再貸付について不承認とされた世帯であること。2つ目に、市町村市民税均等割が非課税となる収入額の12分の1と生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと。3つ目に、3人以上世帯で預貯金の合計が100万円を超えないこと。4つ目に、ハローワークでの相談・応募・面接の求職活動を行っていることなどで、あまりにもハードルが高すぎます。

本市では、支援の対象を約2,800世帯と見込んでいますが、この規模の支援では不十分と言わざるを得ません。コロナ感染の長期化で、多くの方が生活に困窮していると思われます。市として、生活に困窮した実態を把握し、国に要件を緩和して対象を広げるように要請すべきです。答弁

を求めます。②

◆最後に、本市としての生活困窮者支援について伺います。子どもの貧困対策として始まった子ども食堂もコロナ禍のもとで開催できていません。また、大学生も5万円の応援給付金の支給はありましたが、アルバイトもできず、高い授業料を払わなければならないため、困窮状態は続いています。非正規労働者、特に女性は、賃金が男性の4割と低賃金で生活困窮から抜け出せていません。タクシー運転手も乗客が減り、大幅に収入が減少して総合支援資金の貸付を受けています。ところが、この制度の収入要件を超えるなどの理由で制度が使えない人もおり、大規模に生活困窮者を救済することが求められています。

「生活困窮者支援」と言うならば、ワーキングプア、大学生、ひとり親家庭、住民税非課税世帯も対象にすべきです。本市として、今回の国の支援対象から外れた方に対して、生活困窮者に寄り添う市独自の支援を行うべきです。答弁を求めます。③

以上で、私の第1質問を終わります。

## 大石正信議員への答弁と再質問

※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

### ■市長

特例貸付についてであります。新型コロナウイルスの影響による収入の減少や休業等で生活に困窮した世帯に対しては、全国的に社会福祉協議会が実施する総合支援資金などの貸付による支援が行われております。

この総合支援資金などについては、貸付上限額の引き上げや償還期間、貸付期間の延長、再貸付の新設などの特例貸付が行われてきました。直近では緊急事態宣言が延長される中、本年6月末までであった申請の受付期間が8月末まで延長されたところです。

一方新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、すでに総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。こうした世帯を自立支援につなげるため、この度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給されることとなりました。

支給対象者は、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付について不承認とされた世帯で、収入要件・資産要件・求職活動等要件を満たすことが必要となります。支給期間は3ヶ月、支給額は単身世帯月額6万円計18万円、2人世帯は月額8万円と24万円、3人以上世帯は月額10万円計30万円とされております。なお制度の詳細については今後国から改めて示される予定です。

議員お尋ねの誠実かつ熱心に就職活動を行うことの具体的な内容について、現在のところ国から示されている案は、月1回以上自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。月2回以上公共職業安定所で職業相談等を受ける。原則週1回以上求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けるという内容であります。

今回の支援金は就労による自立を図ることを目的としていることから条件として前向きな求職活動を求めることは必要と考えます。対象者に対しては最終的に国から示される内容に沿って丁寧に説明を行ってまいります。なおこの支援金は長期化するコロナ禍に対応するため国の追加支援策として全国的に実施されるますので、国に対して要件の緩和や対

象者の拡大を要請することは考えておりません。

生活困窮の実態把握と支援についてであります。新型コロナの影響で非正規労働者やひとり親家庭、学生なども含め経済的に困窮している方に対しては、これまで自立相談支援事業などを通じて対象者の状況に応じたきめ細かな支援を行ってきました。

具体的には命をつなぐネットワークをはじめ就労や子育て支援等の窓口において生活困窮の実態を把握し、ニーズを的確に捉えながら各制度に基づく貸付金や給付金、就労支援制度などの必要なサービスに結びつけてきたところでもあります。

自立支援金の対象とならない方に対しても引き続き関係機関等と連携し支援を行っていることにしており、市独自の新たな支援については考えておりません。今回の支援金給付事業について円滑な実施によって、対象者が早期に自立できるようスピード感をもって取り組んで参ります。

### ●大石正信議員

生活困窮者を救済していくことは必要なことであり賛成します。コロナが発生して一年半長期化していく中で、生活に困窮している市民は想像を超える深刻な状況になっています。この国の制度は対象者も狭い、要件もハードルが高いという状況で、それで数点伺います。

まず補正予算の根拠、貸付金について伺います。この補正予算は、委託料3350万円と扶助費7億560万円合計で7億4000万円を計上していますが、この制度の対象者は貸付金を受けていることが前提となっています。

この7億4千万円の積算根拠となる対象世帯数と単価についてお答えください。

### ■保健福祉局長

再貸付を終了した世帯につきましては2月から5月まで約2380世帯ございます。また再貸付が不承認となる可能性がある世帯は約430世帯ということで見積もっております。これは再貸付申請が可能な世帯あって、大体不承認になる率3月まででございます。これ大体9%あるということで430世帯という形で計算しています。これを合わせると2800世帯とそういうことでございます。

### ●大石正信議員

この制度は緊急小口資金を借りていない人は対象外となっています。総合支援資金の貸付金を受けていない人も受給できません。だれもが平等に利用できるような制度になっていない。この制度から漏れる人がたくさんいるのではないかとおもいます。多くの方が3回緊急事態宣言が出されて一度目は10万円の生活困窮者の支援があったけども、今回30万円の報道を見て、自分たちにも生活保護の方も含めて出るのはないかと、飲食の方とカラオケ店は出ているけれど、一般の方には何の恩恵もない、一方貸し付けを受けたいが返済できない可能性もあるので断念をしている声も聴きました。ある方は焦げ付きを心配して、子どもが大きくなって経営支援資金、生活福祉金を借りようとしても、子どもに影響するのではないかと、実際には貸し付けを受けていない方もおられます。貸し付けを受けない方は対象から外されています。あまりにも対象が狭いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

## ■保健福祉局長

国のこれまで緊急小口の所からずっと福祉資金の流れできておりますけど、基本的には生活困窮者の自立支援というところの基本ベースはこの制度の中から波及した流れで一貫してきています。ですから今回の特例貸付をされた方も8月で申請期間が終わるんですけどもそれ以降の対応という形でそれをさらに救済をしていこうという考え方でありますので、決してこれまでのコロナ対策の中での生活困窮者の支援の考え方から狭まっているとは思っておりません。少なくともこれまでと同じ考え方で進んでいるという理解でございます。

## ●大石正信議員

どれぐらいの方が生活困窮になっているのか実際調査はされていませんよね。実際には総合貸付金を満額借りた方、不承認になった方、合計2800世帯になっている、では2800世帯がそのまま受けられるかどうかという問題で、国の制度でありますけれども、支援の収入要件があまりにも厳しい、単身で11万3000円、2世帯で16万5000円、3人世帯で21万円、一方生活保護の基準額は単身で10万2590円、2世帯で15万890円、3人世帯で19万120円、結局生活保護世帯よりも1万円うわまわってれば、収入要件から外されるとなっている。実際には2800世帯は少ないと思いますが、もっと収入要件でひっかかっていく実態があるのではないかと思いますがいかがですか。

## ■保健福祉局長

その詳細のところの部分は、我々としても細かなシュミレーションはできていません。国がこの制度の中で自立支援を促す考え方で行っています。市としては全国的な取り組みとして対応ですすめていきたい。

## ●大石正信議員

この事業は貸付金をめいっぱい借りている人、不承認になった方という制度になっていますが、実際には飲食・カラオケだけでなく様々な業種の方が陥っている。先日、タクシー運転手の方から話をききました。お客さんが激減で3分の1に減った。総合支援金を200万円借りている。年金が11万円あって、売り上げが21万円あったが3分の1の6万円まで減った。この方は3人世帯で、ようやく収入要件をクリアーできるのですが、単身の方は11万円です。これにはずれる。タクシーだけで主たる生業をされている人にとってもこの要件から外れる実態があります。

一方資産要件ですが、預貯金が単身者で50万4000円、2世帯で78万円、3人世帯が100万円となっています。わずかこの預貯金があれば外れるという、ハードルが高い、2800世帯と言いましたが、こうした紐付けがあれば減るのではないですか。

## ■保健福祉局長

細かなところの動向は、この場で申し上げられません、ただ資産要件の問題であるいは収入基準がありますけれども、あくまでもこの金額が一定程度ある方はこの制度を使わずに生活をしていただくことが前提になっている。この基準を下回った方については、この制

度に乗っていただいて、生活困窮の自立支援に向かっていただく、これは一つの基準で定められていますので、対応いただきたい。

●大石正信議員

この預貯金については生活保護のように、すべて、通帳を確認されるのですか。

■保健福祉局長

それは、一応は確認をさせていただきます。

●大石正信議員

漏れたについて人は、市の生活困窮者自立支援事業とか、さまざまな形でやっていくということですが、まず、実態を是非つかんでいただきたい。私は、ある物産店をやっておられた50代の女性から相談を受けました。仕事がまったくないということで生活保護の相談に来られた。その方は住宅確保資金を紹介され生活保護に行かなかった。ハローワークに行ったら年齢が50歳で、面接まで行っていない実態があります。そうした実態が役所の中に反映されているのか、先ほどの市長の答弁では、誠実かつ熱心な求職活動とは、月1回程度面接をしている。月2回相談等を受けるということですが、この表現はよくない、救済をしていこうという制度で具体的に書いておられればわかるのですが、この制度は就職、求職、生活保護にダメな人を救っていくということですが、いろんな実態調査はされているのでしょうか。

■保健福祉局長

少なくともこの生活困窮者の自立支援事業に関しましては、いのちをつなぐネットワークコーナーの方で窓口として、いろんなケースにも対応をしている、そうした中での今の状況というのはアンテナ高く把握しているつもりです。市といたしてもこの制度以外にも生活困窮者自立支援事業を総合的に取りまとめながら生活困窮に陥った方の支援を継続してまいりたい。

●大石正信議員

生活に困窮する実態がある。いろんな制度がありますけれど、その制度に乗っからない方がかなりおられると思います。そういう実態もつかんでいかないといけないと思う。生活保護についても、先の2月議会でも申し上げましたけれど、いざとなれば安心して生活保護があるのですよ。しかし、扶養紹介があるので子どもに知られたくないなどで34%の方が生活保護を断念されている実態もある。就職ダメな人は生活保護と言いながら、そうした障害になっている問題があるわけです。そうした問題を解決してつもりはありますか。

■保健福祉局長

この補正の1つのスキームを説明させていただいていますが、保健福祉局といたしましても当然生活保護行政はしかりですし、こうした生活困窮の自立支援事業を総合的に活用しながら、コロナ禍での経済的に厳しい状況の方たち、アンテナ高く対応していけるよう

にしていきたい。

●大石正信議員

この制度そのものは国の制度であるんですけど、やっぱり個々に漏れている方々に対して、条件が厳しいため支援の網の目にかからないことがあると思う。そして意味では市として検討すべきだと思います。市長の答弁では検討するというとも言われなかったので、私は残念です。市のSDGzでは、だれ一人取り残さない、そうであるならば、コロナによって、非正規、女性、若者の自殺が増えてきている事態があるわけですから、安心して就職できる、生活保護を受けられる、こうしたことをすべきですし、国に対して要件の緩和求め、本市としても生活困窮者支援制度ありますけれど、踏み込んで支援していただきたいことを強く要望して終わります。